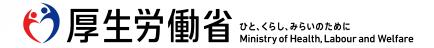
第2回 がんの緩和ケアに係る部会 資料2 令和3年9月3日



診断時の緩和ケアの課題

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がんの治療の段階ごとの課題について

- がんの治療の段階により、緩和ケアが提供される場や実施者が変化している実態がある中で、 これらに応じて、緩和ケアの課題を検討するべきではないか。
- 「診断時」の身体的苦痛、精神的苦痛、及び社会的苦痛の緩和に係る課題について議論を行う。

治療の段階	診断時	治療期	終末期	
主なケア の主体	検診 医療機関		在宅等	
		拠点病院等 (入院・外来)	地域の病院	
	かかりつけ 医		緩和ケア病棟	
主な課題	(1) 診断時の課題 ・検査時の対応 ・告知時の対応 ・診断時からの緩和 ケアについての認識 等	(2) 治療期の課題 ・実地調査について ・拠点病院以外の取組について ・緩和ケアチームの質について ・対応が困難な痛みへの対応について ・緩和ケア外来の充実について	(3)終末期、緩和ケア病棟の課題 ・後方連携病院等における緩和ケアの 実態と強化について ・拠点病院と後方連携病院の連携について ・在宅緩和ケアの質とその充実について ・がん患者の介護保険の利用について ・介護施設における緩和ケアについて 等	
	(4) 共通の課題 ・医療用麻薬の使用実態について ・がんとがん以外の施策が分かれていることについて ・小児やAYA世代を中心にライフステージに応じた緩和ケアの実態把握や対策の充実の必要性について ・がん相談支援センターの充実について 等			

「診断時の緩和ケア」の議題

- 1. 「診断時からの緩和ケア」に求められる対応について
- 2. 「がんへの適応」の一環として、告知や治療方針決定の場における対応が不十分ではないか。
- 3. 検査の場、診断が決定するまでの間における疼痛緩和、不安の軽減に対する対応が 不十分ではないか。
- 4. 初診時からがん相談支援センターをさらに活用できるようにするべきではないか
- 5. 対応方針(案)を実施するにあたり検討すべき内容

1. 「診断時からの緩和ケア」に求められる 対応について



「緩和ケア」の用語に含まれる3つの異なる意味

診断時からの緩和ケア

がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること(がん対策基本法 第十七条より抜粋)

基本的緩和ケア

担当医や担当看護師など全ての医療従事者が習得し提供するケア

専門的緩和ケア

緩和ケア医や緩和ケアチーム、麻酔科医、放射線治療医などの専門家が提供するケア(緩和ケア病棟でのケアも含む)



「診断時からの緩和ケア」について、

- ・海外での専門的緩和ケアに関する取組である「早期からの緩和ケア(early palliative care)」との混同がみられる
- ・「基本的緩和ケア」や「専門的緩和ケア」も含む概念である ために、誰が、何を、いつの段階からするのかについて、医療従事者の中でも見解が 異なり、その意味が混在している状況ではないか。

がんと診断されたときからの緩和ケアの推進 ~がん対策推進基本計画における記載~

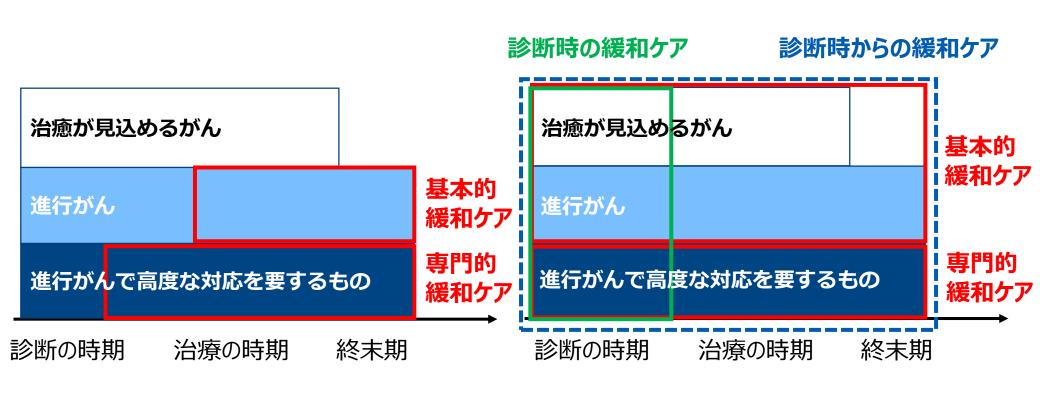
第3期がん対策推進基本計画からの抜粋

- 緩和ケアとは身体的・精神心理的・社会的苦痛等の<u>「全人的な</u>苦痛」への対応(全人的なケア)を診断時から行うことを通じて、患者とその家族のQOLの向上を目標とするものである。
- 国及び地方公共団体は、引き続き、患者とその家族の状況に応じて、がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛等に対する適切な緩和ケアを、患者の療養の場所を問わず提供できる体制を整備していく必要がある。その際、緩和ケアが、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症に対する支持療法と併せて提供されることで、苦痛が迅速かつ十分に緩和されるような体制とする必要がある。

「診断時からの緩和ケア」と「早期緩和ケア」

	診断時からの緩和ケア	早期緩和ケア
出典	がん対策推進基本計画	Temelら臨床試験
	このため、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させ、緩和ケアへのアクセスを改善し、こうした苦痛を緩和することが必要である	進行がん患者に対して(従来より早く)緩和ケアを 提供して、QOLの向上をめざす
提供者	担当医・担当看護師等	専門的緩和ケアが中心
目的	がん罹患に伴う苦痛への情緒的サポート治療に関する情報提供今後起こりうる苦痛に対し自ら対処できるようにセルフマネジメント教育	・ 専門的緩和ケアをできるだけ早期から提供し、 QOLの向上を目指す
構成要素	 ・不安への対応とセルフケアの強化 ・原因の同定・対応 ・情緒的問題 ・社会的問題 ・身体症状 ・健康行動 ・情報提供、教育 ・グループサポート 	 専門的緩和ケアサービスの提供 疾病の理解と教育 症状マネジメント 意思決定 疾患に対するコーピング 専門家の紹介・対応 アドバンス・ケア・プランニング
該当する概念	 Coping with cancer 基本的緩和ケア 専門的緩和ケア 	Early palliative care

「診断時からの緩和ケア」のイメージ



現場のイメージ

診断時からの緩和ケア

「診断時からの緩和ケア」に求められる対応

<検討の視点>

「診断時からの緩和ケア」について、

- 海外での専門的緩和ケアに関する取組である「早期からの緩和ケア(early palliative care)」との混同がみられる
- 「基本的緩和ケア」や「専門的緩和ケア」も含む概念である

ために、誰が、何を、いつの段階からするのかについて、医療従事者の中でも見解が 異なり、その意味が混在している状況ではないか。



<対応方針(案)>

- 「診断時からの緩和ケア」について、明確化された定義や本部会で検討された内容 を関係者が理解できるような形で周知する。
- 治療の各段階において、身体的苦痛、精神的苦痛、および社会的苦痛の緩和のため、 誰が如何なる役割を果たすことが求められるか、具体的に検討する。
- 特に、診断時からの緩和ケアでは、身体的苦痛等への対応のみならず、海外で「がんへの適応(coping with cancer)」として心理社会的支援として扱われる対応等が含められていることを強調し、理解の促進を図る。

2. 「がんへの適応」の一環として、告知や治療方針 決定の場における対応が不十分ではないか。



がんへの適応(Coping with cancer)

がんサバイバーシップに関する文献の中で、がんと診断された時以降に適応すべき課題 について、以下の様な要素があるとされている。

要素	内容
身体的/医学的	 治療を完了することと、病気を意識した生活・管理が終わることとは異なることを知る 身体的な症状(しびれや痛み、倦怠感)に対応するための正確で役立つ情報を得る かかりつけ医による管理に戻るまで、がん治療チームによる医学的なケアが続くようにする 再発や転移のリスクを下げるように定期的な観察と行動を行う
心理的	認知や情動、行動による対処を通して、心理的な問題(抑うつ)を管理する心理的な支援が得られる方法を知る再発や転移の不安に対処する
実務面・ 就労・経済面	いつ、どのような立場で仕事に復帰するかを決めるがんと治療に関連した経済的な問題に対応する
実存的・霊的	生活/人生の中で、がんに関する体験の意味・意義について探索するがんの体験を通して人間関係を深める、人生の深い意味を知るなどの強みを知る
社会関係	医療チームや支援のネットワークによるサポートがなくても過ごせるようにしていく友人や家族から期待されている以前の役割・責任との折り合いをつける

(Williamson, et al., Adjustment to Life as a Cancer Survivor, in Handbook of Cancer Survivorship)

がんへの適応に対する支援の有用性

● 情報提供・疾病に関する教育的支援

治療や有害事象、医療システムの利用の仕方を伝えることで見通しのたたなさ、 不安の軽減につながる

(McPherson, J Public Health 2001)

● 簡便な心理教育

心理教育的な介入は、術後短い期間でのがんへの適応を促進することに効果的であった

(Bredal, Cancer Nurs 2014)

● 心理教育(問題解決アプローチ)

やや複雑な問題に対する対処方法を学ぶことにより、ストレスに対する効果的 な対処ができるようになる

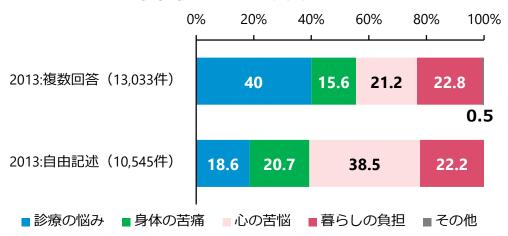
(Mishel, Cancer 2002)



心理社会的な苦痛に対し、患者に対する教育的な支援は有用な手段である

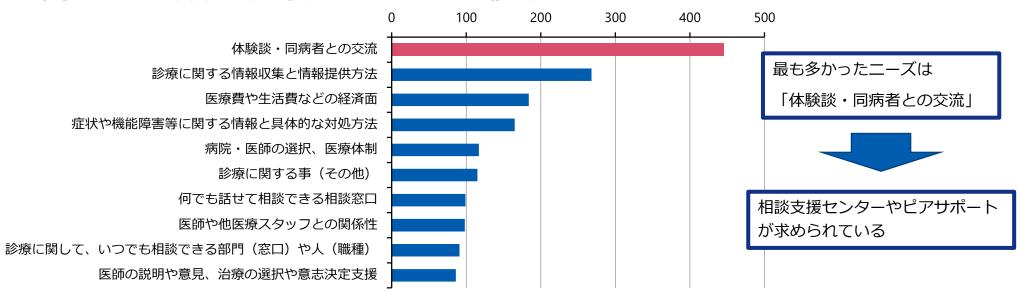
がん体験者が求める情報や支援

がんと診断されてから経験した悩みや負担

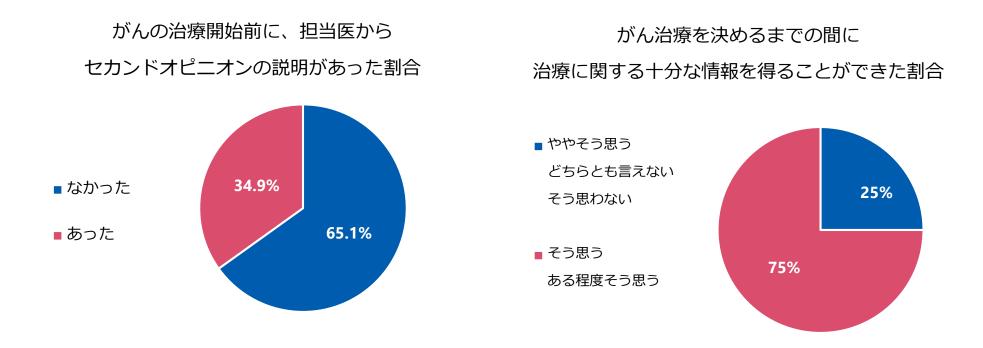


複数選択では診療に関する悩みが最多であった一方、 自由記載では心の苦悩の割合が最も大きかった。 →<u>治療選択や副作用の対応についての相談や、</u> 精神心理的ケアの必要性

がん体験者が、悩みや負担をやわらげるために必要と思う情報や支援



治療開始前の体験について(患者体験調査:2018年)



がん治療開始前にセカンドオピニオンの説明や、 治療に関する十分な情報が得られていない。

告知の時点での特段の配慮の必要性

全国がん登録データに基づく自殺の危険性 (2016年1月から6月に診断されたすべてのがん患者546,148人の登録データより)

時期	自殺率(SMR)	EAR(1万観察年あたり)
全体(診断後6ヶ月以内)	2.68 (2.26-3.16)	3.65
診断後1ヶ月以内	4.06 (2.90-5.53)	6.69
診断後3ヶ月以内	3.26 (2.63-4.00)	4.92
診断後4-6ヶ月	2.05 (1.54-2.68)	2.27

SMR: standardized mortality ratio,

EAR: excess absolute risk

(Harashima, et al: JJCO 2021)

がんの診断後1ヶ月以内の自殺率が最も高く、 がんの告知の時点で十分な配慮が必要である

告知時における対応について、緩和ケアの観点から十分な質が確保で きていないのではないか

く検討の視点>

- がん患者が診断結果や治療方法等について十分に理解し、その受容をしながら治療を行えるよう、告知時の面接について、その質を十分に担保する必要がある。その面接では、苦痛についての相談や相談支援センター、セカンドオピニオン制度、ピアサポートなど、告知時に説明をすべき内容を網羅している必要がある。
- がんの診断後の自殺を予防するために、必要に応じて精神心理的なケアを早期から開始できるような体制を確保 すべきである。
- 患者に対する教育的な支援を充実させる必要がある。



<対応方針(案)>

- 告知時の面接において、望ましい体制や内容について明らかにし、当該内容を踏まえたものとなっていることが望ましいとしてはどうか。
- その際に、使用する資材についての情報提供を行ってはどうか。
- 告知時の面接において伝えるべき内容として、
 - 告知後の精神心理的なケアの必要性や、緩和ケアチームにおいて精神心理的なケアが可能であること
 - 現時点で病状について何が分かっており、何が分かっていないのか、また治療方針や治療成績など患者 教育に資すること

を含める。

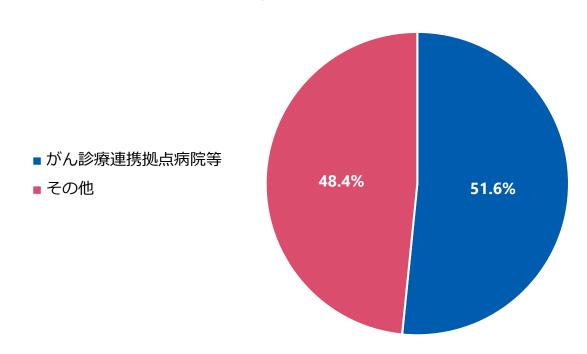
3. 検査の場、診断が決定するまでの間における疼痛緩和、 不安の軽減に対する対応が不十分ではないか。



がんの診断が行われる医療機関

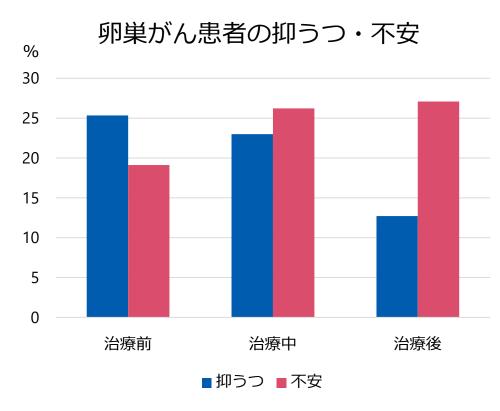
院内がん登録におけるがんの登録割合(対全国がん登録,初回治療開始例)



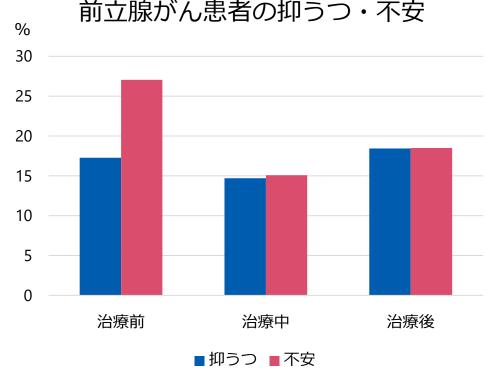


約半数のがん患者が拠点病院以外で初回治療を開始しており、その前段にあたる診断については、さらに多くの割合が拠点病院以外でなされていることが推察されるが、十分なデータがない。

サバイバーの不安・抑うつ



卵巣がん患者の抑うつ・不安についての システマティックレビュー、メタアナリシス (Sam Watts et, al: BMJ Open, 2015)



前立腺がん患者の抑うつ・不安についての システマティックレビュー、メタアナリシス (Sam Watts et, al: BMJ Open, 2014)

治療開始前の段階から、抑うつや不安などに対する心理的な支援が必要

検査の場、診断が決定するまでの間における疼痛緩和、不安の軽減に 対する対応が不十分ではないか。

く検討の視点>

- がんの診断や検査については、拠点病院に限らず、検診医療機関やかかりつけ医などの役割が 大きいと考えられるが、十分に実態が把握されていない。
- 診断や検査等を担当する医師等の医療従事者が、「診断時からの緩和ケア」における役割があることを十分に認識していないのではないか。



<u><対応方針(案)></u>

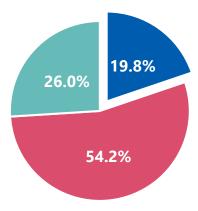
- 患者体験調査などで、がん診断時の緩和ケアにかかる実態把握を実施する。
- 関係機関や学会等とも連携し、がんの診断や検査を担う検診医療機関やかかりつけ医等に対して、広く「診断時からの緩和ケア」における役割があることを具体的に示し、検査や診断時から十分な緩和ケアが提供されるよう普及啓発を行う。

4. 初診時からがん相談支援センターを さらに活用できるようにするべきではないか



初診時からのがん相談支援センターの活用(患者体験調査:2018年)

がん診断後の就労への影響

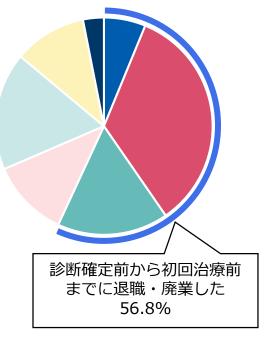


- ■退職・廃業した
- ■休職・休業はしたが、退職・廃業はしなかった
- ■その他

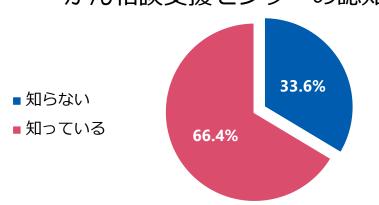
※分母は、診断時に収入のある仕事をしていたと回答したがん患者

退職のタイミングについて

- ■診断確定前
- ■がん診断直後
- ■診断後、初回治療前
- 初回治療中
- 初回治療後、当初予定していた復職までの間
- 一度復職したのち
- ■その他

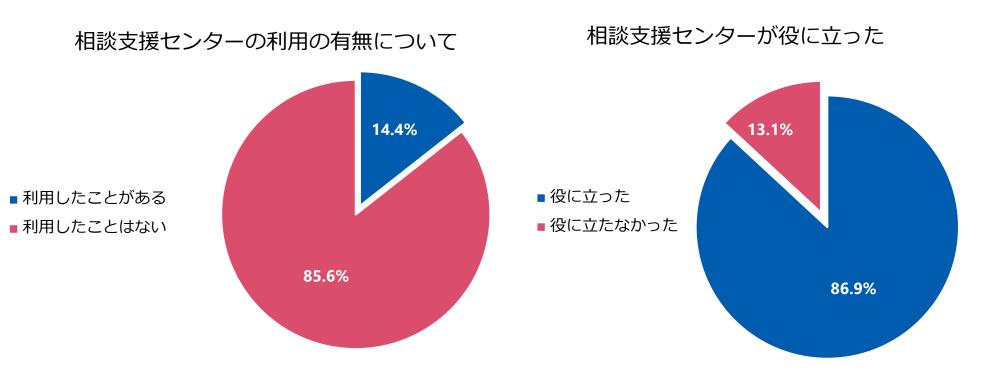


がん相談支援センターの認知度



がん診断後に退職・廃業をしている患者が多数いる一方で、がん相談支援センターを知らない者も一定数おり、適切な相談支援が行われた上での判断であったかに疑問がある。

初診時からのがん相談支援センターの活用(患者体験調査:2018年)



相談支援センターを利用したことがあるがん患者の割合は14.4%にとどまるが、 そのうち役に立ったと回答した患者の割合は86.9%と高値であった。 相談支援センターの有用性がうかがえ、利用の更なる推進が望まれる。

患者の懸念と専門的支援のニーズ

がんの初診患者による、それぞれの問題の深刻さに対する評価と、 専門的支援を求めるか否かについての調査

身体・精神・社会的問題	問題と感じている	専門的支援を求める
倦怠感(易疲労感)	41.9%	9.6%
睡眠	32.5%	8.1%
経済的問題	31.1%	7.8%
疼痛	29.4%	7.9%
将来への不安・恐怖	28.2%	6.0%
他人に頼らなくてはならなくなること	27.5%	3.5%
不安・神経質	27.4%	5.4%
気分が落ちこむ、抑うつになる	27.4%	5.4%
治療の選択肢の理解	23.1%	15.0%
自分の気持ちをコントロールすること	22.9%	4.4%

Loscalzo, et al: Oncology 2007

苦痛・問題であると感じていても、それが同時に専門家への相談につながるわけではない →まずは、支援が可能な体制があることについて積極的な情報提供が求められる

初診時からがん相談支援センターをさらに活用できるようにするべき ではないか。

<検討の視点>

- 苦痛・問題であると感じていても、必ずしも専門家への相談につながっていない事実がある。
- 全てのがん患者に対して、がん相談支援センターの存在や受けられる支援について、診断され た時点より周知する必要があるが、現状では十分とは言えない。
- がん相談支援センターの認知度や、がんの診断後の離職率等について、継続的に評価し検証する仕組みが不十分ではないか。



<対応方針(案)>

- 全てのがん患者に対して、がん相談支援センターの周知が行われるようにシステム化を図るため、告知を行う場面や、Patient Flow Management (PFM) に組み込むことを推進してはどうか。
- 今後、がん相談支援センターの認知度や、がんの診断後の離職率等を、引き続き調査するとと もに、がん対策推進基本計画において、継続的に評価するよう位置づけてはどうか。

5. 対応方針(案)を実施するにあたり 検討すべき内容



診断時に誰が如何なる役割を果たすことが求められるか(案)

誰が

がん等の診断に関わる全ての医療従事者等が

誰に

がん等の診断を受けようとする全ての患者に

どのような 苦痛に対して 以下を含むがん等の診断に関わる全ての苦痛に対して

身体的苦痛

疾患による疼痛、検査時・検査後の疼痛、不快感、その他苦痛、検査の合併 症に対する苦痛 など

精神的苦痛

検査による不安、診断が分からないで待たされる不安、医療従事者は何か 分かっているが教えてもらえない不安、告知時のショック、確定診断を受容 する苦痛など

社会的苦痛

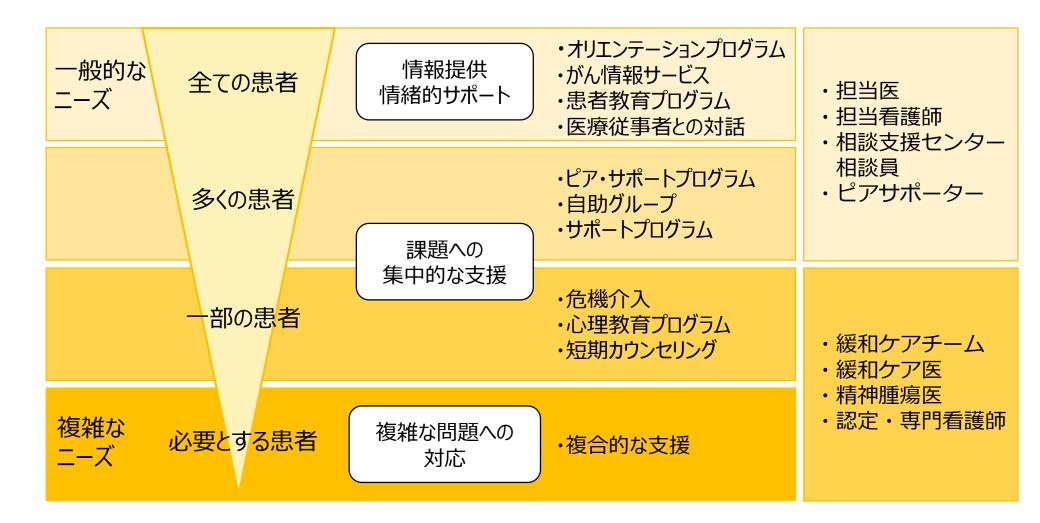
今後の仕事、治療費や生活費などの経済的負担、家庭内での役割等が変化することに伴う苦痛 など

その他の苦痛

自身の存在意義、死生観、死への恐怖に関する苦痛 など

何を するのか 全ての患者に苦痛がありうることを認識し、目の前の患者の苦痛の把握に努め、その除去に最大限取り組む

がん患者・家族の、「がんへの適応」のために望まれる支援体制(案)



Fitch M: Supportive care for cancer patients. Hospital Quarterly 2000を元に改変

告知時の面接において、望ましい面接の体制や内容について(案)

誰が

担当医師と担当看護師等が

誰に

がん等の診断を受けようとする全ての患者に

なにを するのか 以下に関する説明を、適切な文書とともに分かりやすい形で行う

現時点で分かっている病状や治療方針、治療成績など患者教育に資すること

痛みなどの苦痛について担当医や担当看護師、薬剤師に伝えて欲しいこと

仕事や家庭、普段の生活などについて、治療を続けるうえで心配なこと、 不安なことについては相談をすること

告知後の精神心理的なケアの必要性や、緩和ケアチームにおいて精神心理的な ケアが可能であること

がん相談支援センターにおいて治療や生活に関連した相談および情報提供を 行っていること

セカンドオピニオン制度が利用できること

告知を行う面談における資材の例(小川・中川構成員提出資料)

告知を行う医師・看護師による面談において、以下のような説明文書を用いることが考えられる。

病状	治療方針とあわせて、	医瘠チ—	・人からお伝え	したいこと
7247	プログネノナット こうりょう にっこう	1227末 J		$U / L V \cdot L L$

これから、この病気と向る	き合っていかれるために、私た	ち医療スタッフは、	あなたの力になりたいと	考えています。	
□ 痛みなど体調が優れな 痛みやだるさなどにし 遠慮なくお話しくださ	けて行います。治療を続けるう	削師にお伝えください スを守ることは、治療	。 を無理なく進める上で	大事なことです。困って	ていることは
□ 仕事を続けながら治療	治療や生活に関連した相談や情 を受けるためのさまざまな支援 んの話を聞くことで、気持ちか	爰制度があります		[夫を知ることもできま	₹क
	らがある時には、セカンドオピ の病院も含め)に意見を求めたり相		ं इं.		
	こ、病気に伴う痛みやつらさを ケアを進めています。(がん診		-		
上記内容を説明しました。 年 月 日					
医師		節			

告知を行う面談における資材の例



国立がん研究センター研究開発費(後期開発・支持療法分野)「サポーティブケアの提供体制と有用性の評価の研究」 (研究代表者:国立がん研究センター中央病院 大江裕一郎/国立がん研究センター東病院 小川朝生)